

四国地区国立大学連合アドミッションセンター鳴門教育大学サテライトオフィス
規程

平成25年10月15日

規程第 24 号

改正 平成29年3月8日規程第48号

平成30年3月22日規程第15号

平成31年3月13日規程第57号

令和8年3月11日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、四国地区国立大学連合アドミッションセンター規程第7条第3項(平成25年愛媛大学規程第77号)に基づき、四国地区国立大学連合アドミッションセンター鳴門教育大学サテライトオフィス(以下「サテライトオフィス」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サテライトオフィスは、四国地区国立大学連合アドミッションセンター並びに徳島大学、香川大学及び高知大学に置かれるサテライトオフィスとの緊密な連携のもとで、入学志願者の資質や適性を総合的に評価するアドミッション・オフィス入試等(以下「新入試」という。)を実施することにより、地区全体で学生の質保証を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 サテライトオフィスは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 新入試の企画及び実施準備に関すること。
- (2) 新入試の広報に関すること。
- (3) 新入試に係る出願者の選考業務に関すること。
- (4) 新入試に係る入学予定者の入学前教育に関すること。
- (5) 新入試に係る入学者の成績等の追跡に関すること。
- (6) 高大接続及び入試制度に関する調査・分析に関すること。
- (7) 新入試を円滑に実施するための大学内の調整に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 サテライトオフィスに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) アドミッションオフィサー
- (2) その他必要な職員(以下「サテライトオフィス職員」という。)

2 アドミッションオフィサーは、各専攻に属する教授及び准教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第5条 アドミッションオフィサーは、サテライトオフィスの業務を掌理する。

2 サテライトオフィス職員は、サテライトオフィスの業務に従事する。

(事務)

第6条 サテライトオフィスに関する事務は、学生支援部入試課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、サテライトオフィスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。